

令和5年11月10日

一般社団法人日本電設工業協会 殿

経済産業省産業保安グループ電力安全課電気保安室

電気工事業者が掲示すべき標識内容のホームページ等での掲載について  
(周知依頼)

日頃から、電気保安行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

御案内のとおり、電気工事業者は、「電気工事業の業務の適正化に関する法律」(昭和45年法律第96号)に基づき、その営業所及び電気工事の施工場所ごとに、標識を掲げることが義務付けられています。

近年、消費者等から、電気工事業者を仲介するウェブサイト等において紹介されている業者が適法な電気工事業者であるかの確認の問い合わせや、未登録業者又は無資格者による電気工事に関する通報等が増えています。

消費者等が適法に登録等を受けた電気工事業者であるかを容易に識別でき、安心して電気工事を依頼することができるよう、電気工事業者には、標識の掲示が義務づけられている営業所及び電気工事の施工場所に加え、自社を紹介するホームページ等においても標識と同様の内容を掲載することが推奨されます。

今般、「電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和45年5月23日法律第96号)の逐条解説(令和5年11月版)」においてその旨を記載するとともに、当省ホームページにおいて電気工事業者の皆様への協力依頼を掲載しましたので、貴協会におかれましては、会員各位へ周知いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

<参考>

電気工事業者が掲示すべき標識内容のホームページ等での掲載について  
(協力依頼)

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2023/11/20231110-1.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/11/20231110-1.html)

